危機管理マニュアル

令和7年4月





①板橋区防災マップ(地震・大規模火災)① 高速電 ② 高速電

pttmsp/twww.city.itabashi.tokyo.jp/ res/projects/default project/ page /001/005/632/bousai ②マンションの防災対策マニュアル

h50520 www.pdf:itv.itabashi.tokvo.jp/ res/projects/default project/ page /001/005/664/attach



首都直下地震による板橋区の被害想定

平成24年4月に東京都から新たな「首都直下地震等による東京都の被害想定」が発表されました。板橋区が最も大きな被害を受けるとされる「東京湾北部地震」においては区内で震度6弱の地域が広範囲に発生するとともに、区北部の一部では震度6強となることが想定されています。

前提条件	
震源	東京湾北部
規模	マグニチュード7.3
発生時刻	夕方18時
気象条件	冬、風速8m/秒
震度	区内全域で震度6弱(一部で6強)

電気	78		
通信	14⊟		
上水道	30日		
下水道	308		
ガス	60⊟		

ライフライン日標復旧日数

管理・運営、施設・整備にかかわることー地震、風雪水害、火災、交通機関の事故等ー

内 容

日常的に学校には、地震、風雪水害、火災、交通機関の事故等、管理・運営、施設・整備に かかわる事項に適切な対応を迫られる場合がある。これらの対応には、日ごろより学校として の対応・対策を整理し訓練して、具体的に予防に努め、非常事態に備えることが重要である。 また、保護者や住民等の外部の声に耳を傾け、理解、協力を得るようにすることも大切である

予 防

- □地震については、災害予防措置(転倒防止策、避難経路 の確保)や日常点検(非常持ち出し品、備蓄食料、児童 ・生徒常備薬の確認等)を励行する。また、緊急地震速 報に対応でくるように、具体的な訓練をとおして防災意 識を高める。発災後の態勢(災害非常配 備態勢計画、 食糧等配給計画、指示・伝達体制)を整える。
 - ・地震を想定した避難訓練(年3回)
 - ・地震を想定した保護者による引き取り(9月)
- □緊急時の保護者への引き渡しが確実にできるよう、4月 当初に引き渡し名簿を作成する。
- □風雪水害については、学校から家庭への緊急連絡の方法 について周知しておく。また、児童・生徒の実態に即し て柔軟な対応が図れるよう、日ごろより整備しておく。
- □火災については、法令に基づいて防火管理体制を整え、 点検を日常業務化する。また、「自衛消防計画」に基づ いた 想定訓練を行い、防災知識と実践の普及向上に努め ・防災ネット、安全マップづくり
- □一人通学をする児童・生徒については、一定の通学経路 を登下校するように日ごろより指導するとともに確認す る。
 - ・学期に1回、登校班による集まりを行い、集合場所・ 集合教室、通学路の確認を行う。
- □日常的に住民組織、近隣の学校との連携を推進する。

対 応

- □学校所定の計画に基づいて組織的に対応する。
- □被害状況、事故状況の把握と外部情報(インターネット 、テレビ・ラジオ等)の収集に努める。
- □3次避難場所(神社公園)を設定し、状況に応じて児童 や職員の安全を確保する。

配慮事項等

- ・「災害対策基本法」、東京都及び 区市町村の地域防災計画、「学校 防災マニュアル | 等を参考に学校 防災計画を立案し、対応・対策、 訓練に努める。
- ・学校としての対応について、マニ ュアル化、図示化配布し、保護者・ 所属職員に周知徹底する。
- ・日常業務及び訓練のマンネリ防止 に努める。
- 防災教室、防災教育の推進
- ・交通機関の事故の内容(スト、車 両故障、交通事故等) に応じた連 絡方法応援態勢を想定しておく 必要がある。

(職員の電話連絡網の整備、 参集時間の把握)

- ・第2次避難先として本校校庭、第 3次避難先として小豆沢公園(神社 公園)や志村第二中学校とする。
- ・児童・生徒の安全確保第一に学校 防災計画の作成と点検
- ・情報収集手段の確保とその有効 活用非常警戒宣言の導入

□震度5弱以上の地震が発生した場合

「倒れてこない」「落ちてこない」場所へ避難



揺れが収まったら、火を消す

児童に直接かかわる職員

- 1児童の安全確保
- 2放送(ホイッスル等)の指示に従う
- 3安全な場所へ避難

児童にかかわっていない職員

- 1児童の誘導安全確保
- 2出火の確認(初期消火)
- 3警察・消防・教育委員会へ連絡
- 4保護者へ連絡

☆学校で保護する児童

- ・保護者留守宅の児童
- 保護者と連絡のつかない児童
- ・電車・バス等で通学している児童

一斉メールにより、引き渡しを行う。

☆児童を学校内の安全な場所に止め、保護者による引き 渡しを行う。

- □危険箇所の確認
- □放送設備、機械設備、電気設備確認
- □消火用設備点検
- □非常電源点検
- □食糧配給の用意
- □関係機関(警察、消防、医療、行政、住民組織)との 連 |絡ラインを確保し、連携して対応する。
- □心臓発作等の緊急時においてはAEDを使用する。
- □管理職の的確な判断のもと、防災委員会と全教職員が 組織的に対応する。(指示・伝達・記録)

□状況に応じ、学校施設を避難所として開設する。 □南海トラフ地震に関する対応

☆「調査中」 「巨大地震注意」 「巨大地震警戒」

小 地震の規模 大

- □危険箇所の確認
- □放送設備、機械設備、電気設備確認
- □消火用設備点検
- □非常電源点検
- □食糧配給の用意
- □関係機関(警察、消防、医療、行政、住民組織)との連絡ラ インを確保し、連携して対応する。
- □心臓発作等の緊急時においてはAEDを使用する。
- □管理職の的確な判断のもと、防災委員会と全教職員が組織的 に対応する。(指示・伝達・記録)
- □状況に応じ、学校施設を避難所として開設する。

- ・対応の責任者を校長とし、実際 の指揮は副校長がとる。

児童の安全確保を最優先し、その後保護 者への連絡を行う。

・副校長

メール連絡網・掲示板を使って各保護者 へ情報を伝える。

・用務主事

は施設の安全を確認する。その後、地域 の施設や建物、交通状況を確認する。

- ・事務主事、栄養士 電話対応に当たる。
- ・外部及び内部との連絡ラインの
- ・指示・伝達のラインを確認して記録をと

引き取り名簿等で確認できない児童は、 学校にとどめる

※震度4以下の地震の場合は、原則、安全 を確認した上で各自による下校となるが、 児童の状況によってまたは被害の状況によ っては、集団下校、または保護者へ引き 渡しを行う。

備考

報告

- □学校の施設に関すること(火災・風雪水害・地震等)
- □学校の管理運営に関すること(交通機関のスト、風雪水害 等による臨時休業、繰り上げ、繰り下げ授業等、実施後の 報告)
- □非常変災による臨時休業等の場合、「教育課程の一部変更 |・所管の教育委員会へ報告書等を提 届」を連絡後すぐに報告書提出
- 所管の教育委員会へ報告 (本庁から直接調査依頼があったと きは、本庁へ報告する。)

 - ・電話での事前・事後の連絡を行う

□休み時間の対応|

1校庭:落下物・転倒物のない中央へ集まり指示を待つ

2教室: 落下物(ガラス等)・転倒物(机・ロッカー)のない

ところへ避難し、指示を待つ

3廊下•階段:

その場で身をかがめ、指示を待つ

□校外学習時の対応|

- 1看板やガラス等の落下物、転倒物から離れる
- 2津波の危険がある場合は高台へ避難
- 3児童の安全を確認した後、安全な場所へ避難する
- 4負傷者がいる場合は、救急隊を要請する
- 5学校へ状況を報告

□登下校時

- 1看板やガラス等の落下物、転倒物から離れる
- 2近くの公園や空き地など安全な場所へ避難する
- 3揺れが収まったら、学校か自宅か近い方へ避難する (留守の場合は、学校へ来るよう日頃から伝えておく)
- 4電車・バス等で通学している児童は、保護者と学校へ | 導をくり返す。 連絡する

※電車・バス等を利用して通学し ている児童に対しては、個別に 指

□風水害に関する対応

<前々日>

保護者あて予告通知

内容:教育委員会からの連絡を受け、保護者あての予告通 知を作成・配付する。

<前日>

保護者あて通知

内容:教育委員会の決定を受け、保護者あての通知を作成 配付する。

学校関係者への連絡

内容:決定内容を学童擁護員、スクールガード、いたばし

台風や大雪など、気象庁の情報によ り事前予測可能な事態に対して

- |※今後、安全対策を講じる可能性が あるので、HPや緊急連絡メールで 確認してほしい旨をお知らせする
- ※必要に応じて、学校独自情報を付
- ※あいキッズの状況、学校給食の状 況を情報提供。
- ※下校後や休業日の場合は、紙での

子ども見守り隊に連絡し、通学路の安全を確保する。

緊急連絡メール配信(学校登録者あて)

内容:決定内容を登録者に配信する。

緊急連絡メール未登録者への対応

内容:緊急連絡メール未登録者に対して、決定内容を周知 する。

学校ホームページ更新

内容:決定内容を学校のホームページにアップする。

<当日>

状況報告

内容:教育委員会からの照会に回答する。

学校ホームページ更新

通知は省略し、代替手段での周知 を図る。

- ※必要に応じて、学校独自情報を付
- ※保護者に分かり易い表現に努める

内多	内容:実施内容を学校のホームページにアップする。			
B	時間	大雨特別警報、暴風特別警報、 暴風雪特別警報、大雪特別警報 又は 大雨警報、暴風警報、 暴風雪警報、大雪警報		その他の気象警報 土砂災害警戒情報
当 日	午ま令た在内が場6にあ合時発っ時発っ間令た	□ 学校待機 ※警報が解除されるまで学校に待機し、その後に下校する。 ※学校の事情又は下校時間帯によっては、保護者への引き渡しとする。	土避・・・・ ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	通常授業 自宅及び近隣の状況から、登校に支障がないと保護者の判断で、全を確認の上、登校する。 登校する場合は、小学生以下はとする。 登校するよる付き添いを原則とする。 登校するよるできない場合でも、欠席扱いにはない。 変害警戒情報の発表に伴う 性所の開設 をかの開設 をかいまかがまである。 を対しない。 変害を対しない。 が当時ではいる。 を対しない。 が当時ではいる。 を対している。 を対しる。 を対しる。 を対しる。 を対しる。 を対しる。 を対しる。 を対しる。 を対しる。 を対しる。 を対しる。 を対している。 を対しる。

2 その他-不審者への対応、盗難、住民からの苦情等-【不審者への対応】

内容

学校が最も安全な場所であるために、日ごろより、不法侵入しにくい施設であるよう、教職員及び保護者に具体的な方策を示し、犯罪に備える環境づくりを進める。校外における犯罪にも備えるため、初動体制を確立し、周辺校及び関係機関とも連携をとる必要がある。

ため、初動体制を確立し、周辺校及び関係機関とも連携をとる必要がある。 予 防 配慮事項等 □校舎内にいるすべての人が名札等区別ができる方法をとる。 ・児童・生徒には配慮 □校門、玄関、その他の出入口が閉まっている状態を保つ。 児童・生徒、保護者、 □名札のない見知らぬ人には、あいさつをし、受付に案内をする。 教職員に徹底、複数対応 □校内、校外で事件発生を想定した実際的な訓練を実施する。 を心がける。 □非常通報装置「学校110番」の使用について周知する。警察に協力」・警察からの情報取得 を依頼して実際的な訓練も行う。 関係機関への連絡 ・地域住民との連携 □近隣関係機関とのネットワークづくりを進める。 □校内で事件が発生した場合の初動 • 状況把握、状況判断 ・不審者と児童・生徒を引き離し、安全を確保する。 「安全室」の設置 ・応援を求め、「学校110番」のボタンを押す。 ・状況を確認し判断する。 ・管理職、養護教諭に連絡し、必要に応じ救急車を要請する。 実践訓練を行う。 ・安全対策本部を設置し、全教職員に周知する。 ・保護者に連絡(下校等) □校外で事件が発生した場合の初動 ・ 近隣への情報提供 副校長が正確な情報を収集する。 ・所轄の警察署等 ・対策本部を設置し、初動警備・安全確保を指示する。 周辺校との連携 ・近隣校、交番、警察署との連絡、報告、調整を行う。 報告 □事実を確認した後、第一報を行う。 ・所轄の警察署や教育委員会に報告

- □その後、文書で行う。(前項と同様)
- □近隣校へ連絡する。
- □保護者会での説明を行い、協力を依頼する。
- ・近隣校にもすぐに連絡を行い、情報を共有
- ・「子ども110番」の利用法の再確認・周知

【盗難への対応】

予 防 □不審者対策を周知する。 □事実を現場で正確に(学校の備品、児童・生□備品の管理及び整理に努める。 □金銭の所持、私物の持ち込みがないよう指導する。 □不審者情報を得る。近隣校との情報共有。 □再発防止策の検討と、全教職員への徹底

【住民からの苦情】

教育活動、児童・生徒の通学及び職員の通勤、施設及び学校の存在に関すること等					
□服務の厳正に常に注意を払うよう指導	□管理職を含め複数の教職員で応対				
□学校理解のための広報活動を励行	□再発防止、十分な説明、必要に応じ報告				
□即時対応し、事情を聴取	□所管の教育委員会との連絡・調整				